

平成 27 年 9 月 16 日

各位

会 社 名 株式会社ジャパンディスプレイ 代表者名 代表取締役社長 有賀修二 (コード番号:6740 東証一部) 問合せ先 執行役員

チーフフィナンシャルオフィサー 吉田 惠一

(TEL. 03-6732-8100)

ストックオプション (新株予約権) の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基 づき、当社執行役員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権につき、下記 のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社執行役員の業績向上に対する意欲と意識を一層高めることにより企業価値の向上 を図ることを目的として、執行役員に対してストックオプションとして新株予約権を発行 するものです。

- 2. 新株予約権の発行要領
 - (1) 新株予約権の名称 株式会社ジャパンディスプレイ 第9回新株予約権
 - (2) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数 当社執行役員 2名 2,080 個
 - (3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数 当社普通株式 208,000 株とする。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的であ る株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、本取締役会決議日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。) 又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、決議日後、当社が資本の減少、合併、会社分割又は株式交換を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併、会社分割又は株式交換の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

- (4)新株予約権の割当日平成27年10月5日
- (5) 発行する新株予約権の総数 2,080 個とする。

(6) 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズモデルにより算出された公正価額とする。なお、当該払込金額に係る払込債務は、新株予約権の割当日において、割当てを受ける者が、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺するため、新株予約権と引換えに金銭の払込みをすることを要しない。

(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使する ことにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」 という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の直前6か月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が割当日の前日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後に次の各事由が生じたときは、次の各算式により行使価額を調整する。なお、調整により生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

				1
調整後行使価額	=	調整前行使価額	×	分割・併合の比率

② 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で募集株式を発行(自己株式を処分する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む。)の行使による場合、公正な価額による新株式の発行の場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)する場合

		既発行株式数+-	新規発行株式数×1 株当たり払込金額	
調整後行使価額 = 調整前行使価額	×		1株当たりの時価	
			町がたかや粉 立日がたかや粉	

既発行株式数+新規発行株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

③ 当社が資本の減少、合併、会社分割又は株式交換を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併、会社分割又は株式交換の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(8) 新株予約権を行使することができる期間

平成29年9月17日から平成37年9月16日(同日が当社の営業日でない場合には、 その直前の営業日)までとする。

(9) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者が、当社又は当社の子会社を懲戒解雇され、当社又は当社の子会 社において諭旨退職の処分を受け、若しくはそれらに準じた懲戒処分その他の 制裁を受けた場合には、新株予約権者は、その保有する全ての新株予約権を行 使することができない。ただし、当社の取締役会の決議により特に行使が認め られた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が、当社と実質的に競業する会社の役職員に就いた場合、当社の 書面による承諾を事前に得た場合を除き、新株予約権を行使することはできな

V10

- ③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割 当契約に定めるところによる。
- (10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備 金に関する事項

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(ただし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額)とし、残部を資本準備金の額とする。

(11) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(12) 新株予約権の当社による取得

当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権の全部又は一部を無償にて取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議により、その取得する新株予約権を定めるものとする。

(13) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の取扱いに 関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の次の各号に定める内容の新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)を交付する。ただし、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 承継新株予約権の数
 - 新株予約権に代えて交付する承継新株予約権の数は、新株予約権1個につき1個とする。
- ② 承継新株予約権の目的たる株式の種類及び数 イ 承継新株予約権の目的たる株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。

- ロ 承継新株予約権の目的たる株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、 上記(3)に定める株式数(調整がなされた場合には調整後の株式の数)に つき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満 の端数は切り捨てる。
- ③ 承継新株予約権の行使に際して出資する財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資する財産の価額は、組織再編行為の条件等を 勘案のうえ、上記(7)に定める行使価額(調整がなされた場合には調整後行使 価額)につき合理的な調整がなされた価額に、上記②ロに従って決定される承継 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- ④ 承継新株予約権を行使することができる期間
 - 上記 (8) に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編 行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 (8) に定める新株予約権を 行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑤ 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(10)に準じて決定する。

- ⑥ 譲渡による承継新株予約権の取得の制限 譲渡による承継新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議に よる承認を要するものとする。
- ⑦ 承継新株予約権の行使の条件及び取得条項 承継新株予約権の行使の条件及び取得条項については、上記(9)及び(12)に 定めるところに準じて決定する。
- (14) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が ある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (15) 新株予約権証券に関する事項 新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。
- (16) 新株予約権に関するその他の事項

その他、新株予約権に関する細目事項は当社と新株予約権者との間で締結する新株 予約権割当契約に定める。